

資料

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和7年4月施行)第2版

訪問型サービス(独自)サービスコード表	2
通所型サービス(独自)サービスコード表	5
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	8

新設

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週1回程度 1,176単位	※週1回程度の利用を想定する者が4回/月を超える場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11日割		(1)週1回程度 39単位		39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービス12		(2)週2回程度 2,349単位	※週2回程度の利用を想定する者が8回/月を超える場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービス12日割		(2)週2回程度 77単位		77	1日につき	
A2	1321	訪問型サービス13		(3)週2回を超える程度 3,727単位	※週2回を超える程度の利用を想定する者が12回/月を超える場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス13日割		(3)週2回を超える程度 123単位		123	1日につき	
A2	2411	訪問型サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービス 287単位	※週1回程度:4回/月まで(4回/月を超える場合は「1111(1,176単位)」を使用) ※週2回程度:8回/月まで(8回/月を超える場合は「1211(2,349単位)」を使用) ※週2回を超える程度:12回/月まで(12回/月を超える場合は「1321(3,727単位)」を使用)	287	1回につき	
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週1回程度	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			(1)週1回程度	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12			(2)週2回程度	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割			(2)週2回程度	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13			(3)週2回を超える程度	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			(3)週2回を超える程度	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービス	3単位減算	-3	1回につき
A2	D211	訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週1回程度	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型業務継続計画未策定減算11日割			(1)週1回程度	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型業務継続計画未策定減算12			(2)週2回程度	23単位減算	-23	1月につき

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A2	D213	訪問型業務継続計画未策定減算12日割			(2)週2回程度	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型業務継続計画未策定減算13			(3)週2回を超える程度	37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型業務継続計画未策定減算13日割			(3)週2回を超える程度	1単位減算	-1	1日につき
A2	D216	訪問型業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービス	3単位減算	-3	1回につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算			1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算			1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算			1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算			1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算			1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算			1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算			1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算			1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算			1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算		200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	

四日市市では
使用しません

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算		

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
種類	項目									
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者1・要支援1	※1月の中で全部で4回を超える場合	1,798単位	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型サービス11日割				59単位	59	1日につき		
A6	1121	通所型サービス12		事業対象者2・要支援2	※1月の中で全部で8回を超える場合	3,621単位	3,621	1月につき		
A6	1122	通所型サービス12日割				119単位	119	1日につき		
A6	1113	通所型サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者1・要支援1	※1月の中で全部で4回まで (4回/月を超える場合は「1111(1,798単位)」を使用)	436単位	436	1回につき		
A6	1123	通所型サービス22		事業対象者2・要支援2	※1月の中で全部で8回まで (8回/月を超える場合は「1121(3,621単位)」を使用)	447単位	447			
A6	C211	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者1・要支援1	※1月の中で全部で4回を超える場合	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11日割					1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12		事業対象者2・要支援2	※1月の中で全部で8回を超える場合	36単位減算	-36	1月につき		
A6	C214	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12日割				1単位減算	-1	1日につき		
A6	C215	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者1・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	4単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算22			事業対象者2・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	4単位減算	-4		
A6	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者1・要支援1	※1月の中で全部で4回を超える場合	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割					1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型業務継続計画未策定減算12		事業対象者2・要支援2	※1月の中で全部で8回を超える場合	36単位減算	-36	1月につき		
A6	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割				1単位減算	-1	1日につき		
A6	D215	通所型業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者1・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型業務継続計画未策定減算22			事業対象者2・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	4単位減算	-4		
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割	四日市市では 使用しません				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		事業対象者1・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2				事業対象者2・要支援2	752単位減算	-752		
A6	6207	通所型サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合			94単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	※1111(通所型サービス11)を算定している場合は376単位、1121(通所型サービス12)を算定している場合は752単位を限度とする				47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型サービス生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	1月につき	

四日市市では
使用しません

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	1月につき
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	
A6	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	
A6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 事業対象者1・要支援1	88単位加算	
A6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2		事業対象者2・要支援2	176単位加算	
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業対象者1・要支援1	72単位加算	
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者2・要支援2	144単位加算	
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 事業対象者1・要支援1	24単位加算	
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2		事業対象者2・要支援2	48単位加算	
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	1回につき
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算		1月につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算	
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算	
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者1・要支援1 ※1月の中で全部で4回を超える場合	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者2・要支援2 ※1月の中で全部で8回を超える場合	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者1・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型サービス22・定超		事業対象者2・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者1・要支援1 ※1月の中で全部で4回を超える場合	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者2・要支援2 ※1月の中で全部で8回を超える場合	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者1・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス22・人欠		事業対象者2・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 442単位	442	1月につき
AF	3001		高齢者虐待防止措置未実施減算の場合 4単位減算 438単位	438	
AF	3002		高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算の場合 8単位減算 434単位	434	
AF	3003		業務継続計画未策定減算の場合 4単位減算 438単位	438	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算 300単位	300	
AF	5001	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算 300単位	300	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

[脚注]

1.単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

－〇〇単位 ⇒ 所定単位数 － 〇〇単位

×〇〇％ ⇒ 所定単位数 × 〇〇／100

〇〇％加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇／100

2.市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。